

第 4 期草津市障害福祉計画（案）に関する主な意見内容への対応について

●草津市障害者施策推進審議会等からの意見内容 (草津市障害者施策推進審議会：[審]、滋賀県：[県])	◇事務局の考え方・修正案 (障害福祉課：[障]、発達支援センター：[発セ])	本文への反映
<p>●「孤立化防止対策や高齢障害者への対応について」([審])</p> <p>・障害福祉サービスは総合支援法のサービスに関する計画となるが、草津市は家族が障害者の生命を断ってしまった苦い経験もあるので、二度とそのようなことを起こさない、ということを盛り込んでどうか。これは総合支援法のサービスの部分ではないので、理念の部分のところでしょうか。</p> <p>・障害種別ごとに位置づけるのは難しいが、身体障害者の6～7割が65歳以上。総合支援法は、65歳以上の介護保険対象者をあまり想定していない。身体障害者でいうと、65歳以上の人や働いている人など障害福祉サービスから漏れている人がいるのは確か。計画のはじめのところではどうか。</p> <p>・母が介護保険を使うようになると、家の介護力に点滅信号が灯ったようなもの。市には相談員がたくさんいるので、そういう場合には相談員が積極的に担当者会議に出るなど関わってほしい。子どもの育成を考えると、父母のことを同時に進行しないといけない。障害福祉のことだけでなく、介護保険についても身近な課題として捉える必要がある。</p> <p>・相談支援体制の充実の中で、介護保険のケアマネとの連携を強化するなど入れてもいいのではないかな。</p> <p>・人材育成と金は問題となる。市がすることは限定されるが、何か目玉を出せないか。例えば、研修の充実を行うとか、居住に関係してグループホームは検討課題にあがっているが、もう少し踏み出すとか。</p>	<p>[障]◇孤立化防止対策については、御指摘のとおり、市としても大変重要な課題であると認識していますので、平成24年度に発生した事件を計画策定の背景に記述し、本市の独自事業である孤立化防止対策事業を今後3年間の重点目標（成果目標）に設定し、着実に取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>◇高齢障害者への対応については、今後も引き続き取り組むべき課題であると認識していますので、計画策定の背景に「高齢化による障害者の増加」を記述し、問題提起したうえで、その対応については地域生活支援体制の強化のところ、地域包括支援センターなどと連携しながら取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>本文への反映</p> <p>有</p> <p>○孤立化防止対策 ⇒本文（P. 1、15、18、36）を加筆訂正しました。</p> <p>○高齢障害者への対応 ⇒本文（P. 1、17）を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 1】を参照。</p>

<p>●「国県への働きかけについて」(審)</p> <p>・市だけが努力してもどうにもならないこともあるので、できないことは国や県へ働きかける必要があるだろう。市として国や県に働きかける、ということを入れてはどうか。</p>	<p>障◇制度などに関する問題点や市で対応できない課題については、国や県へ改善を要望していきます。</p>	<p>有</p> <p>⇒本文(P. 55)を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 2】を参照。</p>
<p>●「新しい事業や重点事業について」(審)</p> <p>・人材育成と金は問題となる。市がすることは限定されるが、何か目玉を出せないか。例えば、研修の充実を行うとか、居住に関してグループホームは検討課題にあがっているが、もう少し踏み出すとか。</p>	<p>障◇本市の独自事業である孤立化防止対策事業を今後3年間の重点目標(成果目標)に設定し、着実に取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>◇訪問入浴サービス事業について、本制度の対象としていない18歳未満の利用希望があがっており、こうしたニーズの把握を踏まえ、事業の見直しを検討していきたいと考えています。</p>	<p>有</p> <p>○孤立化防止対策</p> <p>⇒本文(P. 1、15、18、36)を加筆訂正しました。</p> <p>○訪問入浴サービス事業</p> <p>⇒本文(P. 44)</p> <p>※新旧対照表の【NO. 1】を参照。</p>
<p>●「文言の訂正について」(審)</p> <p>・本文の「医療的ケア等の特に支援の必要な重度障害者～」のところで、「特に支援の必要な」は対象者が限定されるイメージがある。「特別な支援の必要な」の表現の方がふさわしいのではないか。</p>	<p>障◇御指摘のとおり、「特に支援の必要な」より「特別な支援の必要な」の方がふさわしいと思われるため、表現を改めました。</p>	<p>有</p> <p>⇒本文(P. 30)を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 3】を参照。</p>
<p>●「第3章第1節の見込量確保のための方策に関する文言の訂正について」(審)</p> <p>・「市が～促進すること等により」の表現がふさわしいのではないか。</p>	<p>障◇御指摘のとおり、地域のサービス提供基盤の確保については、市民、事業者、行政の協働が不可欠であり、市は計画の推進主体であることから、「市が～促進すること等により」という文言に加筆訂正しました。</p>	<p>有</p> <p>⇒本文(P. 22、24、25、26、29)を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 4】を参照。</p>

<p>●「セルフプランの作成支援について」(審)</p> <p>・相談支援のところで、セルフプランを作成できるような研修等を行い、できるように支援すると盛り込めばどうか。</p>	<p>障◇サービス等利用計画については、障害福祉サービスを利用するすべての人に作成が義務付けられていることから、計画相談支援(障害児相談支援)の利用促進を図っていきます。また、自身で作成するサービス等利用計画(セルフプラン)の案内や作成支援も行っていきたいと考えています。</p>	<p>有</p> <p>⇒本文(P. 34)を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 5】を参照。</p>
<p>●「生活介護の利用見込者の訂正について」</p>	<p>障◇生活介護の利用見込者については、湖南地域障害児・者サービス調整会議一進路部会の調査結果の訂正に基づき、本文を加筆訂正しました。</p>	<p>有</p> <p>⇒本文(P. 22、32、33、71、72)を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 6】を参照。</p>
<p>●「第3章第3節のその他のサービスに関するサービス提供基盤の必要量の項目の追加について」</p>	<p>障、発セ◇法定外・無認可等のサービスおよび児童福祉法によるサービスについては、各事業シートに今後3年間で不足するサービス量を記述していましたが、よりわかりやすくするため、同節に第3項(P. 54)を設け、各サービスの必要量に関する総括表を作成しました。これに伴い、各事業シート(P. 48～53)のレイアウトを修正しました。</p>	<p>有</p> <p>⇒本文(P. 48～54)を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 7】を参照。</p>
<p>●「上記の変更に伴うページ番号の訂正について」</p>	<p>障◇ページ番号を加筆訂正しました。</p>	<p>有</p> <p>⇒本文の該当箇所を加筆訂正しました。</p> <p>※新旧対照表の【NO. 8】を参照。</p>

